御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

御杖村消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年御杖村条例第 17 号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「および」を「及び」に改める。

第2条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条第2項第2号本文中「8,800円」を「9,100円」に改める。

第12条第1項第1号中「または」を「又は」に改める。

別表中

Γ

	勤務年数		
階級	10 年未満	10年以上 20年 未満	20 年以上
団長及び副団長	12,400 円	13, 300 円	14,200 円
分団長及び副分 団長	10,600円	11,500円	12, 470 円
部長、班長及び 団員	8,800円	9,700円	10,740 円

を 「

	勤務年数		
階級	10 年未満	10年以上 20年 未満	20 年以上
団長及び副団長	12,500 円	13, 350 円	14, 200 円
分団長及び副分 団長	10,800円	11,650円	12,500 円
部長、班長及び 団員	9, 100 円	9, 950 円	10,800円

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の御杖村消防団員等公務災害補償条例第5条第2項 及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた御杖 村消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下 「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の 期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに 規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷 病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生 じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生 じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。